

国立大学の入学手続に係る郵送受付の拡大（概要）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成 22 年 9 月 8 日、文部科学省に対しあっせんします。

（行政相談の要旨）

国立大学の中には、試験に合格し入学を希望する者に、大学に出向いて入学手続を行うことを求めている大学があるが、負担となっているので入学手続書類の郵送受付を認めてほしい。

※ 申出人は、東北地方に居住しており、平成 21 年度の千葉大学入学試験に合格したが、同大学では大学に直接出向いて入学手続を行うこととしていたため、やむなく新幹線を利用して大学に出向き入学手続を行った。

当省が、千葉大学に対し改善を申し入れた結果、平成 22 年度から、やむを得ない理由がある場合、郵送受付が認められることとなった。

- 文部科学省は、毎年度 5 月に「大学入学者選抜実施要項」を各国公私立大学長に通知。平成 12 年度の実施要項から「入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。」ことを要請。
- 10 年経過後も直接大学に入学手続書類を持参し入学手続を行うことを求めている国立大学が全体の約 4 分の 1（19 校）あり（※）、改善が必要。

※ 当省のネットワーク（管区行政評価局・行政評価事務所）を活用し、行政評価局が調査して把握したものの。

（あっせん要旨）

文部科学省は、入学手続を行う際の大学合格者の負担軽減及び利便性の向上を図る観点から、次のような「大学入学者選抜実施要項」の趣旨の実効性を確保する措置を講ずる必要がある。

- ① 大学入学手続書類の郵送受付を認めていない国立大学に対して、郵送受付方式の早期導入に向けた検討を要請すること。
- ② 平成 23 年度の入学手続から、新たに郵送受付を認めることとした国立大学に対しては、その旨を当該大学のホームページ、募集要項等で周知する措置を講ずるよう要請すること。



国立大学の入学手続に係る郵送受付の拡大

(文部科学省の通知)

文部科学省は、国公私立大学関係者及び高等学校関係者等による審議を踏まえ、毎年度、「大学入学者選抜実施要項」を策定し、各国公立大学長に通知

「平成 23 年度大学入学者選抜実施要項について」(抄)

(平成 22 年 5 月 21 日 22 文科高第 206 号 文部科学副大臣通知)

第 10 募集要項等

2 入学手続

- (1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。

※ 平成 12 年度から郵送による手続方式を通知

※ この通知等に基づき、各国立大学は、出願や入学手続等に必要な事項を定めた「募集要項」を 12 月 15 日までに発表

(文部科学省の意見)

各大学が実施する入学者選抜については、入学手続の方法も含めて、当該大学の教育理念や教育目的に基づいて、それぞれの大学の判断と責任において、その在り方を検討し、かつ、実施されることが基本である。

他方で、文部科学省では、大学入学者選抜を実施する上でのガイドラインとして、国公私立大学や高等学校関係者等による審議を踏まえ、毎年度「大学入学者選抜実施要項」を策定し各大学に通知しているが、この中で、「入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。」と規定し、入学手続について各大学に配慮を求めているところである。

(改善の必要性)

当局が、全国の国立大学 82 校の入学手続書類の受付方法を調査した結果、原則「郵送受付」又は「郵送又は持参受付」としている国立大学は 63 校 (76.8%) あり、入学手続書類を直接窓口を持参し入学手続を行うことを求めている国立大学は 19 校 (23.2%) (※)

持参受付	郵送受付	郵送又は持参
19 大学	21 大学	42 大学

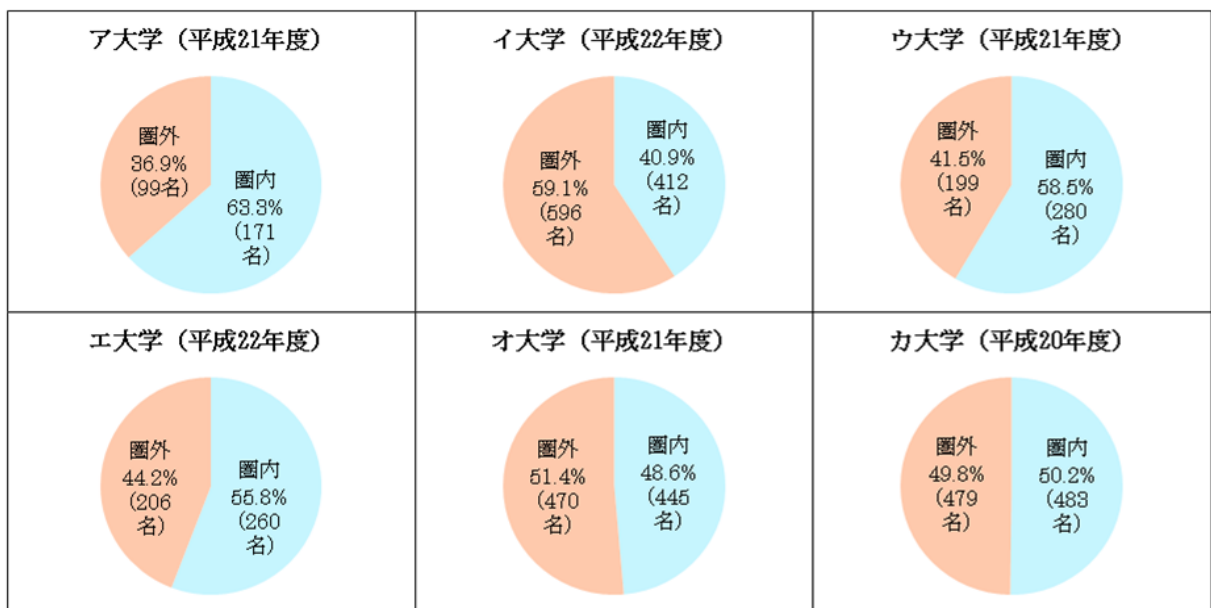
(19 大学の内訳)

宮城教育、東京医科歯科、東京外国語、東京学芸、東京芸術、東京工業、東京海洋、電気通信、一橋、岐阜、愛知教育、滋賀、滋賀医科、京都、京都教育、大阪教育、奈良教育、奈良女子及び岡山 (例年郵送受付だが、平成 22 年度は新型インフルエンザ対応のため持参受付としたもの。)

※ 当省のネットワーク (管区行政評価局・行政評価事務所) を活用し、行政評価局が調査して把握したもの

(地域別入学者数)

持参受付とする 19 校のうち東京都に所在する国立大学 6 校の地域別入学者数をみると、下図のとおり、36.9%~59.1%の学生が圏外出身者



(注) 「圏内」は東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県出身の入学者、「圏外」は左記 4 都県以外出身の入学者を表す。

〈 参 考 〉

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

会議のメンバーは、次のとおり。

- | | | |
|--------|----|--------------------|
| （座長）堀田 | 力 | さわやか福祉財団理事長、弁護士 |
| 秋山 | 收 | 元内閣法制局長官 |
| 大森 | 彌 | 東京大学名誉教授 |
| 加賀美幸子 | | 千葉県女性センター名誉館長 |
| 加藤 | 陸美 | 元環境事務次官 |
| 小早川光郎 | | 成蹊大学法科大学院教授 |
| 谷 | 昇 | （社）全国行政相談委員連合協議会会長 |